

遺留分侵害額請求にご注意！

Q 父の遺言で長男の私（仮名：出頭利一）が、全財産を相続しました。しかし、妹から遺留分の請求を受け、遺産の4分の1の2000万円と評価された土地を渡すことに合意しました。この場合、税務上において何か問題がありますか？

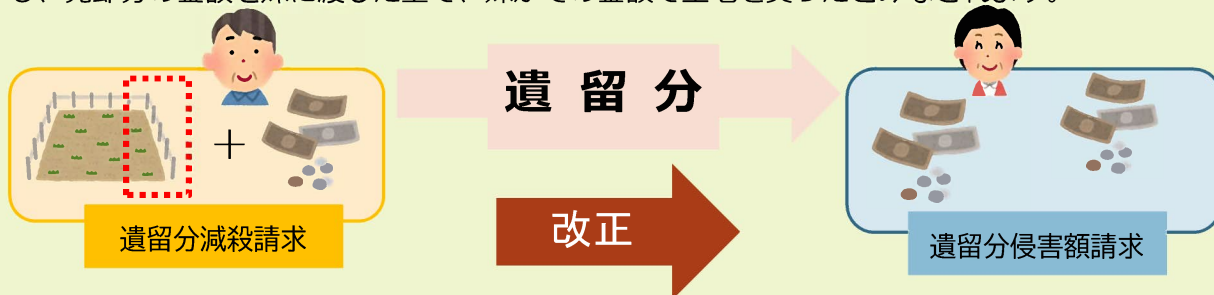
A 遺留分が「土地売却」扱いに！

上記の取引によって、出頭さんには譲渡所得税が、妹さんには不動産取得税がそれぞれ発生します。

解説

2019年7月以降の相続分から、遺留分の制度が大きく変わりました。今回のように妹が兄に請求する場合、以前は「遺留分減殺請求」という手続きでしたが、改正により、「遺留分**侵害額**請求」となりました。

改正前の遺留分減殺請求では兄は妹に不動産など現物で遺留分を渡せましたが、遺留分**侵害額**請求では、原則、現金にて渡すことになりました。つまり、兄が妹に遺留分として土地を渡す行為は、いったん兄が土地を売却し、売却分の金額を妹に渡した上で、妹がその金額で土地を買ったとみなされます。



そうすると、どうなるのか？

民法上の改正を受け、税務上は従前から大きく取り扱いが変更されました。

改正前と改正後の比較は次のようになります。

改正前 → 兄、妹ともに課税上の問題は発生しません。

改正後

兄： $(2000 \text{ 万円} - \text{取得費}) \times 20\%$ ・・・譲渡所得税

妹： $\text{土地固定資産評価額} \times 1/2 \times 3\%$ (住宅用の場合)・・・不動産取得税

$\text{土地固定資産評価額} \times 2\%$ ・・・登録免許税

ぜひとも、皆さんに覚えてほしいことがあります。上記の問題は遺言書を作成する段階で、防止することが可能です。遺言書を作成する際には、余分な税負担が発生しないように専門家のアドバイスを受けてください。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！

YouTube あおば オンラインセミナー